

令和4年1月31日

生徒・保護者 各位

福島県立白河旭高等学校長

新型コロナウイルス感染拡大防止対策の徹底について（お知らせ）

日頃より、本校の教育活動に対しまして、ご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。  
さて、1月28日開催の県対策本部員会議において、県内全域で「まん延防止等重点措置」を実施することが示されました。

つきましては、「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準における対応を“レベル3”とし、本校では、下記のとおり感染症対策をより一層徹底した上で学習活動を実施しますので、引き続きご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

なお、今後感染状況の変化により対応が変わる場合は、改めてお知らせいたします。

記

- 1 対象期間 令和4年1月30日（日）から2月20日（日）まで
- 2 対象期間における対応
  - (1) 感染リスクの高い学習活動（部活動において実施する場合を含む）については、停止します。
  - (2) 感染拡大地域（緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域）はもとより都道府県をまたぐ往来を控えます。ただし、全国大会や進路に係る活動などやむを得ない事情による場合は、感染拡大地域を含め都道府県をまたぐ往来を可能とするが、往来後2週間の健康観察を徹底します。
  - (3) 宿泊を伴う学校行事、合宿、遠征等は停止します。ただし、全国大会、東北大会及び県大会での宿泊は大会及び県大会での宿泊は可能とするが、参加人数を最小限にするなど感染症対策を徹底します。
  - (4) 部活動においては、個人や少人数での短時間の活動とします。また、各種大会の参加は可能とするが、他校との練習試合や合同練習会は停止します。
  - (5) 学校内における感染症対策について
    - ① 健康観察を徹底します。
    - ② 昼食時は、対面にしない、会話を控える、換気を強化します。
    - ③ 教室や職員室等の換気を、常時または定期的実施します。
  - (6) 家庭における基本的な感染症対策について
    - ① 生徒の同居家族に発熱等の症状が見られる場合も出席停止の措置をとります。
    - ② 家庭内の衛生環境の保持に努め、規則正しい生活を心がけてください。
- 3 その他
  - ・今後の対応や予定の変更等については、学校HPや一斉メール等で随時連絡します。

（事務担当 教頭 Tel 0248-22-2535）

# 福島県

新型コロナウイルス感染症

## 非常事態宣言

(令和4年1月30日～2月20日)

18

資料4

### 福島県まん延防止等重点措置

県内においては、昨年末以降、都市部を中心に、県内全域で急激に感染が拡大しています。このまま感染拡大が続けば、医療提供体制がひっ迫する危機的な状況となることが懸念されています。

これ以上の感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、「特措法」と言う。)に基づき、以下の重点的な対策を行いますので、県民の皆様、事業者等の皆様のご協力をお願いします。

	まん延防止等重点措置	
区 域	県全域【重点措置を講ずる区域】	
期 間	福島市、会津若松市、郡山市、 いわき市、南相馬市	左記5市以外の市町村
	令和4年1月27日(木) ～2月20日(日)	令和4年1月30日(日) ～2月20日(日)
適 用	特措法第31条の6第1, 2項、第24条第9項	

令和4年1月28日  
福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

20

## 大学・専門学校等の皆様へのお願い

感染リスクの高い活動を控えるよう、学生への注意喚起を徹底してください。

(感染リスクの高い活動の例)

- 感染防止対策が徹底できないサークル活動
- 大人数での懇親会 など

## 小・中・高等学校の皆様へのお願い

感染リスクの高い学習活動(部活動での実施を含む)や宿泊を伴う学校行事等の停止、他校との合同練習や練習試合の停止など、感染防止対策を徹底してください。

## 医療機関、高齢者、障がい(児)者・児童施設の皆様へのお願い

感染防止対策に見落としががないか、改めて確認してください。

(特措法第24条第9項に基づく要請)

# 福島県まん延防止等重点措置 発出中

—自分自身と大切な人の命を守るために—

## 基本的な感染対策を徹底しましょう！



**大人数・長時間の飲食は、控えてください！**



**県をまたぐ 不要不急の移動は、極力控えてください！**



**発熱や喉の痛みなど症状がある場合は、外出を控えましょう！**



**テレワーク・Web会議を活用してください！**



医療機関に早めの相談・受診をお願いします！ **まずは電話でご相談ください。** かかりつけ医がない場合は → **受診・相談センター(24時間対応) 0120-567-747**